

令和2年5月27日

全国美術館会議
会長 建畠 哲 様

申し入れ書に対する回答

令和元年10月10日付け、貴団体からの著作権法第47条に関する弊協会ガイドラインについて申し入れ書を頂き、遅くなりましたが本日回答をいたしますので、宜しくお願い致します。

記

1. 47条2項「タブレット等による展示著作物の解説又は紹介のための上映、自動送公衆送信」で自動公衆送信できる画像の解像度に関する申し入れについて

(回答)弊協会で定めていた20,000ピクセルを32,400ピクセルに修正します。

2. 47条3項「展示著作物の所在情報を公衆に提供するための複製、公衆送信」に関し「展示著作物」の解釈を展示著作物だけでなく「図書館や美術館、博物館等において所蔵する資料」とする申し入れについて

(回答)本条項の「展示著作物」の解釈を「公衆送信時点で展示中かどうかの状態を問わず、全ての所蔵作品が含まれる」と修正します。

尚、今回修正する上記ガイドラインは、弊協会が提携している海外著作権管理団体から原則的了解を得たものの、個々の海外美術家全てから了承を得たものではありません。従いまして、膨大な著作権者の中から、万一その個人的権利を強く主張する権利者が現れた場合は、その要望に対し使用者は真摯にご対応頂くことを条件といたします。

以上

104-0061 東京都中央区銀座3-10-19

美術家会館6F

一般社団法人日本美術著作権協会

代表理事 吉澤 昭博

